

岐阜県公報

第二千六百十四号
平成二十七年一月十六日

(金曜日)

目次

規則

岐阜県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

(砂防課) 一八^頁

公安委員会規則

岐阜県使用済金属類営業に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(生活安全総務課) 一八

岐阜県風俗案内業の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(同) 一八

告示

医療扶助及び医療支援給付のための医療担当機関の指定

(地域福祉国保課) 一九

指定訪問看護事業者等の指定

(同) 一九

指定訪問看護事業所等の所在地の変更届出

(同) 二〇

指定医療機関の廃止の届出

(同) 二〇

介護扶助及び介護支援給付を担当させる居宅介護事業者等の指定

(同) 二〇

指定介護機関の所在地の変更の届出

(同) 二一

指定介護機関の廃止の届出

(同) 二三

医療扶助及び医療支援給付のための施設担当機関の指定

(同) 二四

保安林に指定する予定である旨の通知

(治山課) 二四

解除予定保安林とする旨の通知

(同) 二五

道路の区域変更

(道路維持課) 二六

土砂災害特別警戒区域の指定解除
土砂災害特別警戒区域の指定の一部解除
土砂災害警戒区域の指定解除
土砂災害警戒区域の指定

(砂防課) 二七
(同) 二七
(同) 二七

公 示

落札者等に関する公示

(税務課) 二八

特定非営利活動法人の設立認証申請

(環境生活政策課) 二八

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

(同) 二九

指定管理者の指定

(健康福祉政策課) 二九

指定自立支援医療機関の指定

(保健医療課) 二九

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

(商業・金融課) 三〇

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

(同) 三〇

県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る概要等

(農地整備課) 三一

落札者等に関する公示

(治山課) 三一

多治見都市計画の図書の縦覧

(都市政策課) 三一

あつせん員候補者の氏名、職業等

(労働委員会) 三一

規 則

岐阜県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年一月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第一号

岐阜県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

岐阜県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則(平成十四年岐阜県規則第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第二十一條第二項」を「第二十二條第二項」に、「第二十八條第二項」を「第三十條第二項」に改める。

第三条中「第九條第一項」を「第十條第一項」に改める。

第四条中「第十一條」を「第十二條」に改める。

第五条中「第十四條に規定する」を「第十五條の」に、「第十條」を「第十一條」に改める。

第六条中「第十六條第二項に規定する」を「第十七條第二項の」に改める。

第七条中「第十六條第三項」を「第十七條第三項」に改める。

別記第一号様式(表)中「第21條第1項及び第28條第1項」を「第22條第1項及び第30條第1項」に改め、同様(裏)中「第21條」を「第22條」に、「第9條第1項、第16條第1項、第17條第2項、第18條」を「第10條第1項、第17條第1項、第18條第2項、第19條」に、「第28條」を「第30條」に改める。

別記第四号様式中「第16條第2項」を「第17條第2項」に改める。

別記第五号様式中「第16條第1項ただし書」を「第17條第1項ただし書」に改める。

附 則

1 この規則は、平成二十七年一月十八日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定により交付されている身分証明書は、その身分証明書の有効期間の満了するまでの間は、この規則による改

正後の規則の規定により交付された身分証明書とみなす。

公安委員会規則

岐阜県使用済金属類営業に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年一月十六日

岐阜県公安委員会
委員長 水 谷 邦 照

岐阜県公安委員会規則第一号

岐阜県使用済金属類営業に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県使用済金属類営業に関する条例施行規則(平成二十五年岐阜県公安委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第二十五条中「国籍(外国人に限る。)」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県風俗案内業の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年一月十六日

岐阜県公安委員会
委員長 水 谷 邦 照

岐阜県公安委員会規則第二号

岐阜県風俗案内業の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県風俗案内業の規制に関する条例施行規則(平成二十六年岐阜県公安委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第六条第三項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

第七条第一項第一号中「ホまで」を「ハマまで」に改め、同号イ中「住民票の写し又は住民票の記載事項証明書」を「住民票記載事項証明書」に改め、「いずれも」を削り、同号中口を削り、ハをロとし、ニを削り、同号ホ中「からニまで」を「及びロ」に改め、同号ホを同号ハとし、同項第二号イ中「又はニ」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百六号）による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「旧中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、生活保護法第五十五条の三及び旧中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十七年一月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
岐阜県立下呂温泉病院	下呂市森二二一	平成二六・七・一
永田歯科クリニック	各務原市蘇原東島町四二二五	同
調剤薬局どんぐり松店	羽島郡笠松町東陽町三四	同
宮前カトウ歯科医院	多治見市宮前町一一四二一	同

土岐市立総合病院	土岐市土岐津町土岐口七〇三二	同
公立学校共済組合 東海中央病院	各務原市蘇原東島町四六二	同
スギ薬局 高山駅西店	高山市岡本町一一〇一	平成二六・七・三
まつだ整形外科	加茂郡坂祝町大針字尾橋七四八二	平成二六・八・一
山 田 医 院	羽島市上中町長間二二七〇一	同
丹生川診療所	高山市丹生川町方八八	同
馬 場 医 院	各務原市鷺沼各務原町四八八	同
マツバラ薬局	多治見市笠原町二八三五一	同
貴船薬局 坂祝店	加茂郡坂祝町大針字尾橋七四八一	同
ささゆり薬局 中津川店	中津川市中津川九六四二七四	同
中部薬品 松波総合病院前薬局	羽島郡笠松町田代二〇一二	同
岐南クリニックス	羽島郡岐南町八剣一一三	同
中央 歯 科 医 院	各務原市鷺沼三ツ池町二二四二一	同
明和調剤薬局	多治見市明和町四一〇一〇	同

岐阜県告示第十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百六号）による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「旧中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次の指定訪問看護事業者等を指定したので、生活保護法第五十五条の三及び旧中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定

により告示する。

平成二十七年一月十六日

岐阜県知事 古田 肇

指定訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地

指定訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地

訪問看護ステーション等の所在地

訪問看護ステーション等の所在地

年月日

年月日

飛騨市長 井上 飛騨市古川町本町 飛騨市訪問看護ステーション 平成二六・八一

久則 二二二 飛騨市神岡町東町 七二五

医療法人 徳養 大垣市笠木町六五 沼口訪問看護ステーション 大垣市笠木町六五 同

会 理事長 沼 〇

口 論 〇

岐阜県告示第二十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百六号）による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「旧中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定訪問看護事業者等からその所在地に変更があった旨届出があったので、生活保護法第五十五条の三及び旧中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十七年一月十六日

岐阜県知事 古田 肇

指定訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地

訪問看護ステーション等の名称

訪問看護ステーション等の所在地

年月日

公益社団法人岐阜県看護協会 岐阜市数田南五 各務原訪問看護ステーション 旧各務原市那加 平成二六・七七

一四三岐岐阜県 県民ふれあい会館 スターシヨン 桜町一五九

一棟五階 一棟五階 栄ビル二階

岐阜県告示第二十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百六号）による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「旧中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、生活保護法第五十五条の三及び旧中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十七年一月十六日

岐阜県知事 古田 肇

名称	所在地	廃止年月日
五明歯科クリニック	本巣市小柿八四七三 ラビット二F	平成二五・一〇・三一
岐阜県立下呂温泉病院	下呂市幸田一六二	平成二六・四・三〇
すみれ薬局	中津川市茄子川字中畑一五一六七	平成二六・五・三一
すみれ薬局 東野店	恵那市東野字浜井場二〇一七七	同
宮前カトウ歯科医院	多治見市宮前町一四二一	平成二六・六・一
藤井歯科医院	飛騨市古川町金森町一〇一〇	平成一八・九・一八
永田歯科クリニック	各務原市蘇原東島町四二二五	平成二六・二・二七
マツバラ薬局笠原店	多治見市笠原町二八三五一	平成二六・七・三一
山田医院	羽島市上中町長間二二七〇一	同
丹生川診療所	高山市丹生川町方八八	同
岐南クリニック	羽島郡岐南町八剣一三三	平成二四・二・二九
明和調剤薬局	多治見市明和町四一〇	平成二六・七・三一

岐阜県告示第二十二号

生活保護法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四百号）による改正前の生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「旧生活保護法」という。）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六号）による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「旧中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によ

居宅介護事業者等の名称
たる事務所の所在地

サービス
の種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所
在地

指 定 年 月 日

岐 阜 県 知 事 古 田

筆

メデイカル・ケア・サービ
ス東海株式会社

大垣市宝和町一五

認知症対
応型共同
生活介護

愛の家グループホーム各務
原三井町

各務原市三井町二一

平成二六・五・一

メデイカル・ケア・サービ
ス東海株式会社

大垣市宝和町一五

介護予防
認知症対
応型共同
生活介護

愛の家グループホーム各務
原三井町

各務原市三井町二一

同

岐阜県告示第二十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六号）による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「旧中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法

居宅介護事業者等の名称
たる事務所の所在地

サービス
の種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所
在地

指 定 年 月 日

岐 阜 県 知 事 古 田

筆

メデイカル・ケア・サービ
ス東海株式会社

大垣市宝和町一五

認知症対
応型共同
生活介護

愛の家グループホーム岐阜
羽島

羽島市足近町六 六六

平成二六・七・一

第五十四条の二第一項の規定により介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護等を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、生活保護法第五十五条の二及び旧中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。
平成二十七年一月十六日

株式会社TERAビジネスサポート	大垣市赤坂新町一五	居宅介護支援事業	とまと介護支援センター	羽島市正木町須加小松二八〇	同
医療法人社団豊正会	大垣市見取町四二	通所リハビリテーション	大垣中央病院	大垣市見取町四二	同
医療法人社団豊正会	大垣市見取町四二	通所リハビリテーション	大垣中央病院	大垣市見取町四二	同
社会福祉法人さくら福祉会	可児市広見一三六二	通所介護	チェリーヴィラ広見苑デイサービスセンター	可児市広見一三六二	同
社会福祉法人さくら福祉会	可児市広見一三六二	介護予防通所介護	チェリーヴィラ広見苑デイサービスセンター	可児市広見一三六二	同
有限会社大氣	岐阜市柳津町宮東一八〇	居宅療養管理指導	太平調剤薬局緑町店	瑞穂市本田一〇一八	同
有限会社大氣	岐阜市柳津町宮東一八〇	介護予防居宅療養管理指導	太平調剤薬局緑町店	瑞穂市本田一〇一八	同
医療法人社団栄仁会	安八郡神戸町北一色三一	介護予防通所リハビリテーション	みどりの郷	安八郡神戸町北一色元神明一四	同
医療法人徳養会	大垣市笠木町六五〇	訪問看護	沼口訪問看護ステーションアミターユス	大垣市笠木町六五〇	平成二六・八・一
医療法人徳養会	大垣市笠木町六五〇	訪問看護	沼口訪問看護ステーションアミターユス	大垣市笠木町六五〇	同
社会福祉法人山県市社会福祉協議会	山県市岩佐一一七七	短期入所生活介護	ショートステイあさひ	山県市高木九三三	同
社会福祉法人山県市社会福祉協議会	山県市岩佐一一七七	介護予防短期入所生活介護	ショートステイあさひ	山県市高木九三三	同
一般社団法人知恩会	各務原市須衛町一一八五	通所介護	デイサービス庵	各務原市須衛町一一八五	同

一般社団法人知恩会	各務原市須衛町一 二 八五 一	介護予防 通所介護	デイサービス庵	各務原市須衛町一 二 八五 一	同
医療法人明萌会	関市稲口七七六 一	介護老人 保健施設	介護老人保健施設 花咲き庵	関市稲口七七六 一	同
株式会社ユニマツトそよ風	東京都港区南青山二 一 二 一 四 ユニマツ ト青山ビル	通所介護	大垣ケアセンターそよ風	大垣市久瀬川町六 一 二 八	同
株式会社ユニマツトそよ風	東京都港区南青山二 一 二 一 四 ユニマツ ト青山ビル	介護予防 通所介護	大垣ケアセンターそよ風	大垣市久瀬川町六 一 二 八	同
社会医療法人蘇西厚生会	羽島郡笠松町泉町一 一	介護予防 訪問介護	社会医療法人蘇西厚生会ま つなみ訪問介護ステーション	羽島郡笠松町泉町一 三 一	同
総合メディカル・ファーマ シー中部株式会社	愛知県名古屋市中村区 那古野一 四七 一 一	居宅療養 管理指導	ハロー薬局 いなば店	各務原市小佐野六 八 四 三	平成二六・九・一
総合メディカル・ファーマ シー中部株式会社	愛知県名古屋市中村区 那古野一 四七 一 一	介護予防 居宅療養 管理指導	ハロー薬局 いなば店	各務原市小佐野六 八 四 三	同
有限会社光陽	可児郡御嵩町中一三三四 八 八	介護予防 居宅療養 管理指導	ココロ調剤薬局	可児市今渡字鳴子二三 九 四 三	同
有限会社サンメディカル	大垣市鶴見町七二二 五	介護予防 居宅療養 管理指導	ココロ調剤薬局	可児市今渡字鳴子二三 九 四 三	同
有限会社サンメディカル	大垣市鶴見町七二二 五	介護予防 居宅療養 管理指導	ココロ調剤薬局	大垣市鶴見町七二二 五	同
有限会社サンメディカル	大垣市鶴見町七二二 五	介護予防 居宅療養 管理指導	ハーマニー調剤薬局	大垣市鶴見町七二二 五	同

岐阜県告示第二十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百六号）による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「旧中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてそ

の例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定介護機関から当該指定介護機関の所在地に変更があった旨届出があったので、生活保護法第五十五条の三及び旧中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十七年一月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービスの種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所在地

変更年月日

西濃医療生活協同組合

大垣市松町一四五一

通所介護

しずさとデイサービスセンター

新 大垣市松町一四五二

平成三三・一一・一

旧 大垣市久徳町一五三一

新 各務原市三井北町三一七七

旧 各務原市那加桜町一五九二階

平成二六・七・七

公益社団法人 岐阜県看護協会

岐阜市藪田南五二五三

訪問看護

各務原訪問看護ステーション

新 各務原市三井北町三一七七

旧 各務原市那加桜町一五九二階

岐阜県告示第二十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百六号）による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「旧中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてそ

平成二十七年一月十六日

岐阜県知事 古田 肇

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービスの種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所在地

廃止年月日

有限会社 松原薬局

多治見市笠原町二四六九二

居宅療養管理指導

マツバラ薬局笠原店

多治見市笠原町二八三五

平成二六・七・三一

岐阜県告示第二十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百六号）による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「旧中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条第一項の規定により、医療扶助又は医療支援給付のための施術を担当させる機

関として次のものを指定したので、生活保護法第五十五条の三及び旧中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十七年一月十六日

岐阜県知事 古田 肇

氏名 施術所の名称 施術所の所在地又は施術者の住所 年月日

高橋和寛	すばる鍼灸院	大垣市南類町一 一〇七	平成 二六・七一
大志多正海	静里鍼灸治療院	大垣市静里町三三三 七	同
大野哲朗	明光鍼灸治療院	高山市岡本町三 一九四 一〇	同
天野梨恵子	花梨鍼灸院	高山市総和町三 八三一	同
近藤一政	あおい治療院	多治見市京町六 七五六	同
山田敏治	中濃はり灸	関市旭ヶ丘二 四 一三	同
内田登	内田治療院	中津川市付知町六八四六	同
高原昌昭	成和東洋鍼灸治療院	中津川市中一色町二 一	同
林浩一	十善堂鍼灸治療院	美濃加茂市太田町一九五四 二	同
清野光生	清野鍼灸院	土岐市泉岩畑町二 一三二	同
井口桂	リカー鍼灸治療院	土岐市泉町大富一七八 二メソ ン桂	同
伊藤孝男	健康堂はり灸院	各務原市鷺沼西町四 一九二 三	同
佐藤健次	サトウ鍼灸院	各務原市蘇原東島町三 六三一	同
長尾能孝	はり・灸 しゅー マ○○ヨ	各務原市蘇原野口町一 六五 三	同
藤掛重幸	ふじかけ鍼灸院	可児市二野二三八九 四	同
大坪昌治	大坪鍼灸院	郡上市八幡町五町三 三 四	同
山田和夫	ヤマダ鍼灸院	下呂市金山町金山二六三二	同
上田慎一	一心堂鍼灸治療院	羽島郡岐南町伏屋四 一五九 〇 テージ伏屋D	同
吉田茂之	吉田鍼灸院	安八郡神戸町落合一六七	同
伊藤洋樹	いとう鍼灸治療院	安八郡輪之内町大藪二二〇三 六	同
川本晴之	川本一本鍼灸院	揖斐郡池田町砂畑一六	同
小川正	そはら梁山泊針灸 院	各務原市蘇原菊園町四 二二	同
松久知敬	松久鍼灸接骨院	可児市土田一八八三 一	同

岩田優治	西可児ハリセンタ	可児市東帷子三四三 二	同
大橋一博	大橋鍼灸院	瑞穂市宮田二九三 二	同
今井憲文	今井鍼灸院	下呂市萩原町萩原八五〇 一	同
磯川仁哉	中川接骨院	揖斐郡揖斐川町谷汲神原二二〇七	同
加藤照健	ココロあすなる治 療院 中津川	中津川市手賀野七七一 一	同
加藤照健	ココロあすなる治 療院 恵那	恵那市岩村町一六六〇 三	同
秋山友紀	ココロあすなる治 療院 恵那	恵那市岩村町二〇五九	同
深川紗千子	ココロあすなる治 療院 武並	多治見市笠原町一四一六	同
川崎夏希	ココロあすなる治 療院 武並	恵那市武並町竹折一六九六 一	同
小野泰弘	やす鍼灸接骨院	各務原市鷺沼三ツ池町四 一六二 一	同
橋本光隆	すこやか真和はり 灸治療院	中津川市中津川一〇五七 七	同

岐阜県告示第二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年一月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
下呂市萩原町椋洞字久津屋一一五六から一一五九まで、一九三五から一九四〇まで、字向洞一四三七（次の図に示す部分に限る。）、一四三八から一四四一まで、字奥牧一四六五の三、一四六五の四、一九五四の二、一九五八
- 二 指定の目的

三 土砂の流出の防備
指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部
治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

平成二十七年一月十六日

岐阜県知事 古田 肇

一 解除予定保安林の所在場所

中津川市蛭川字遠ヶ根一五の二、一五の三から一五の三三まで、一五の三八

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 解除の理由

道路用地とするため

岐阜県告示第二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年一月十六日から二週間岐阜県土木整備部道路維

持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年一月十六日

岐阜県知事 古田 肇

一般国道		道路の種類	路線名		区間		区域変更前後		敷地の幅員	延長	備考	
二百五十六号			同市同字同地先まで		同市同字同地先まで		後	前	一六〇	一六〇	三三〇	県道関係本線と重用

岐阜県告示第三十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年一月十六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年一月十六日

岐阜県知事 古田 肇

一般国道		道路の種類	路線名		区間		区域変更前後		敷地の幅員	延長	備考	
三百六十五号			同市同町同字同地先まで		同市同町同字同地先まで		後	前	二〇〇	二〇〇	四六四〇	

岐阜県告示第三十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十二年岐阜県告示第二百九十三号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十七年一月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
梅原谷	大垣市上石津町乙坂	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県大垣土木事務所及び大垣市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十二年岐阜県告示第二百九十三号）のうち次の区域の一部について指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十七年一月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
-------	--------	------------------------------	---------------------

街道1	大垣市上石津町宮	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
-----	----------	---------	---------

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県大垣土木事務所及び大垣市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三十三号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十二年岐阜県告示第二百九十二号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六條第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十七年一月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
街道1	大垣市上石津町宮	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県大垣土木事務所及び大垣市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六條第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十七年一月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
-------	--------	-------	---------------------

街道 1

大垣市上石津町宮

次の図のとおり

急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県大垣土木事務所及び大垣市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 示

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十七年一月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 特定役務の名称及び数量 新税務システム社会保険・税番号制度対応業務 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 3 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第372号）第10条第1項第2号該当
- 4 契約の相手方を決定した日 平成26年12月5日
- 5 契約の相手方の住所及び氏名 東京都江東区豊洲三丁目3番3号 株式会社エヌ・ライ・ライ・ナータ 代表取締役社長 堀本 敬男
- 6 契約金額 70,500,000円
- 7 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
 - (1) 部署の名称 岐阜県総務部税務課
 - (2) 所在地 岐阜市飯田南二丁目1番1号

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年一月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十六年十二月二十二日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人わかばスポーツライフ
- 三 代表者の氏名 堀 圭寿
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市北一色七丁目二四番三三三号
- 五 定款に記載された目的 この法人は、子どもから高齢者にいたるまで、スポーツをする機会の提供（ウォーキング教室・ジョギング大会など）と、健康を考える機会の提供（身体ケア、栄養学のセミナーなど）を通して地域の皆様の健康的な暮らしに貢献する。また、専門家による親子参加型の基礎体力づくりのセミナーや教室の実施および、指導者の育成を目的とするセミナーの開催などで子育て（教育）に貢献する。そして、各種スポーツ団体（種目）や地域を越えた交流の機会を提供することで、スポーツで交流の輪を広げていく。

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年一月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十六年十二月十六日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ジョイント
- 三 代表者の氏名 村井 重隆
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県可児市下切二〇八一番地三三三
- 五 定款に記載された目的 この法人は、非営利活動の精神を生かし、地域の障がい者に対する支援、障がい者や子どもに対する人権擁護・

虐待防止など啓発活動に関する事業を行い、地域における障がい者及び子ども等の心身の健康と福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年一月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十六年十二月十五日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人あんきや

三 代表者の氏名 蒲池 龍之助

四 主たる事務所の所在地 岐阜県高山市江名子町五四一番地一

五 定款に記載された目的 この法人は、障害者や高齢者などが、快適な生活と社会参加を実現するため、人と人とが生命や心のふれあいを大切にしお互いに支えあう事業を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とします。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年一月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十六年十二月二十四日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人フィン・ユールアート・ミュージ

ジウムクラブ

三 代表者の氏名 田中 清文

四 主たる事務所の所在地 岐阜県高山市松倉町二一五番地

五 定款に記載された目的 この法人は、世界の芸術文化に関心のある人に対して芸術、文化の振興を図る活動に関する事業を行い、東洋と西洋の文化交流の場を創ることを目的とする。

指定管理者の指定

岐阜県福祉・農業会館に係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県公の施設の設定及び管理に関する条例（昭和三十九年岐阜県条例第一号）第六条の規定により公示する。

平成二十七年一月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定管理者となる団体

岐阜市西鶯一丁目五二番地

株式会社三和サービス

代表者 林 正和

二 指定の期間

平成二十七年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

指定自立支援医療機関の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十七年一月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

(薬局)

名称	所在地	自立支援医療の種類	指定期限
アイセイ薬局 石原店	岐阜市森西二九の一	精神通院	平成二七・一・一
エース薬局 船附店	養老郡養老町船附中代一三四三	同	同
日本調剤美濃加茂薬局	美濃加茂市古井町下古井塚原一五八八の一	同	同
ライン調剤薬局 倉知店	関市倉知八三〇	同	同
ホップ芝原薬局	本巣郡北方町芝原東町三の五二の二	同	同

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十七年一月十六日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十七年一月十六日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十七年一月五日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社カーマ

上新電機株式会社

三 建物の名称及び所在地

瑞穂ショッピングセンター

瑞穂市穂積字タリ三二一〇番一及び字向野三四七四番一

四 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) 瑞穂ショッピングセンター

(変更後) 瑞穂ショッピングセンター

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により意見書の提出があったので、同条第三項の規定により概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十七年一月十六日から一月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

平成二十七年一月十六日

岐阜県知事 古田 肇

一 建物の名称及び所在地

(仮称) ザ・ビッグエクストラ岐阜山県店

山県市大字高木字戸羽一三五五 外

二 意見の概要

山県市長の意見

・ 該当区域は、富岡小学校通学路に隣接しているため交通安全に配慮願いたい。

・ 騒音、振動、臭気対策については十分に配慮し、周辺住民の生活環境に支障をきたさないようにすること。

(届出事項 新設)

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により意見書の提出があったので、同条第三項の規定により概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十七年一月十六日から一月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

平成二十七年一月十六日

岐阜県知事 古田 肇

一 建物の名称及び所在地

クスリのアオキ山県高富店

山県市大字高富字米野三二五〇番二 外

二 意見の概要

山県市長の意見

・ 該当区域は、富岡小学校通学路に隣接しているため交通安全に配慮願いたい。

・ 騒音、振動、臭気対策については十分に配慮し、周辺住民の生活環境に支障をきたさないよう配慮すること。

(届出事項 新設)

県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る概要等

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第四項の規定により次の県営土地改良事業の変更についてその概要等を羽島市長と協議したので、同条第六項において読み替えて準用する同法第八十七条の二第八項の規定により公示し、事業計画の変更についてその概要等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年一月十六日

岐阜県知事 古田 肇

施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
午北地区	羽島市役所	平成二七・一一・一六 二七・一一・一六

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十七年一月十六日

岐阜県知事 古田 肇

1 特定役務の名称及び数量 岐阜県治山防災地理情報システム再構築及び保守管理業務 一式

2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

3 入札公告を行った日 平成26年10月21日

4 落札者を決定した日 平成26年12月2日

5 落札者の住所及び氏名 岐阜市龍田町六丁目11 東海メンテナンス603号 応用地質株式会社岐阜営業所

6 落札金額 29,700,000円
所長 今井 良則

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- (1) 部局の名称 岐阜県林政部治山課
- (2) 所在地 岐阜市数田南二丁目1番1号

多治見都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十七年一月十六日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 都市計画の種類及び名称
多治見都市計画地区計画 陶都の杜地区計画
- 二 縦覧場所
岐阜県都市建築部都市政策課及び多治見市都市計画部都市政策課

あつせん員候補者の氏名、職業等

労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条第一項の規定

により、あつせん員候補者の氏名、職業等を次のとおり公示する。

平成二十七年一月十六日

岐阜県労働委員会

会長 秋 保 賢 一

氏 名	現 職	等	委 嘱 年 月 日
秋保 賢一	弁護士	岐阜県労働委員会委員	平成二五・一一・二四
平野 博史	弁護士	岐阜県労働委員会委員	
浅井 直美	弁護士	岐阜県労働委員会委員	
三井 栄	岐阜大学地域科学部教授	岐阜県労働委員会委員	
大野 正博	朝日大学法学部教授	岐阜県労働委員会委員	
舟口 憲雄	日本労働組合総連合会岐阜県連合会会長	岐阜県労働委員会委員	
高田 勝之	JAM東海執行委員長	岐阜県労働委員会委員	
栗本 理花	日本労働組合総連合会岐阜県連合会副事務局長	岐阜県労働委員会委員	
筒井 和浩	日本労働組合総連合会岐阜県連合会副事務局長	岐阜県労働委員会委員	
濱口 豊	UAセンセン岐阜県支部長	岐阜県労働委員会委員	
熊田 正秋	一般社団法人岐阜県経営者協会参与	岐阜県労働委員会委員	
伊藤 勇	岐セン株式会社代表取締役社長	岐阜県労働委員会委員	
柳原 幸一	株式会社鶴飼代表取締役会長	岐阜県労働委員会委員	
吉村 美保子	株式会社恵那金属製作所代表取締役社長	同	

高本 芳朗	株式会社旭エージェンシー代表取締役社長	岐阜県労働委員会委員	同
伊藤 誠紀	岐阜県労働委員会事務局長		平成二六・四・八
羽田 能崇	岐阜県労働委員会事務局審査調整課長		同
		長 岐阜県労働委員会委員	

平成二十七年一月十六日発行

発行者 岐 阜 県 庁

岐阜市数田南二丁目一番一号

編集

岐阜市三輪ふりんとびあ十三一 岐阜文芸社